

中止事業について

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
官庁営繕事業 (直轄事業)	館林税務署(増築) 関東地方整備局 (群馬県館林市)	東日本大震災からの復興への着実な取組み及び防災・減災の取組みを進める必要がある。また、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。 今後の事業進捗を見込むことが困難な状況にあるため中止する。
官庁営繕事業 (直轄事業)	新宿若松地方合同庁舎 関東地方整備局 (東京都新宿区)	東日本大震災からの復興への着実な取組み及び防災・減災の取組みを進める必要がある。また、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。 今後の事業進捗を見込むことが困難な状況にあるため中止する。
官庁営繕事業 (直轄事業)	大久保地方合同庁舎 関東地方整備局 (東京都新宿区)	東日本大震災からの復興への着実な取組み及び防災・減災の取組みを進める必要がある。また、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。 今後の事業進捗を見込むことが困難な状況にあるため中止する。
官庁営繕事業 (直轄事業)	豊島地方合同庁舎 関東地方整備局 (東京都豊島区)	東日本大震災からの復興への着実な取組み及び防災・減災の取組みを進める必要がある。また、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。 今後の事業進捗を見込むことが困難な状況にあるため中止する。
官庁営繕事業 (直轄事業)	王子地方合同庁舎 関東地方整備局 (東京都北区)	東日本大震災からの復興への着実な取組み及び防災・減災の取組みを進める必要がある。また、財政健全化を図るため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。 今後の事業進捗を見込むことが困難な状況にあるため中止する。
河川事業 (直轄事業)	淀川流水保全水路整備事業 (淀川区間) 近畿地方整備局 (大阪府)	河川管理者、下水道事業者、水道事業者、企業等の水質改善の取組みにより、淀川区間の水質の課題は解消されている状況である。淀川流水保全水路整備事業(淀川区間)は、現時点で事業を継続する必要性・緊急性等が乏しい状況に鑑み、事業中止とする。